

平成 28 年度 社会福祉法人共生福祉会 事業計画

I. 事業方針

障がい者を取り巻く状況は、近年、障がい者の権利擁護に向けた取り組みが国際的に進展し、障害者基本法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの国内法が相次いで整備され、障がい者の権利擁護や支援が推進されているところです。

また平成 25 年に施行された障害者総合支援法も今年度末で 3 年を向かえ、見直しが行われる予定でもあります。

そのような中、本法人におきましては、法人内の体制整備をはかり、障がい者の自立支援や社会参加の推進、個々の障がい特性に応じた障害福祉サービスの充実に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。

障害者の地域への移行支援を進めるとともに、計画相談に基づくニーズの把握や提供体制の整備を行い、「障がいがある人もない人も、すべての人が共に生き、ともに安心して暮らせる新しい共生社会づくり」をめざし、関係機関や関係団体との連携を図りながら、障がい者の社会参加を推進していきます。

なお、各事業におきましては、利用者中心の考え方を基本に、利用者の信頼に応え、安全で充実した生活が送れるよう、職員一人ひとりが専門職としての自覚を持ち、更なる資質の向上を目指し、自助努力による自主財源の確保に努めます。

II. 重点目標

- ① 自主財源の確保
- ② 新規事業への取り組み
- ③ 障害者総合支援法等の体制整備
- ④ 相談支援事業の充実（地域ネットワークの構築）

Ⅲ. 事業別計画

1. 障害者支援施設 いちごの里

①事業種別

生活介護・施設入所支援・短期入所・日中一時支援

②運営目的

本施設の支援サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活（地域生活）への復帰を念頭において、

1つ 日常生活支援のサービス

入浴・食事・排泄・相談及び援助等

2つ 日中活動支援のサービス

就労支援・社会活動支援・余暇活動支援等

3つ 居住環境整備支援のサービス

清掃・調理・洗濯・整理整頓等

4つ 保健医療支援サービス

健康管理・服薬管理・通院・治療等

5つ 社会生活支援サービス

コミュニケーション・レクリエーション・外出等

以上のことを行うことにより、利用者が本来有する能力を助長させ、自立と社会参加を促進させ、質の高い生活を営むことができるように支援すること。

また、利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること。

③ 運営方針

本運営目的を達成するための業務遂行にあたり、

明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。

利用者の出身たる市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った本人中心の適切なサービスの提供に努める。

④ 年間活動計画

【スポーツ行事】

2016年4月

いちごの里運動会

2016年5月

南予福祉施設会ソフトボール大会

愛媛県障がい者スポーツ大会

2016年6月	南予福祉施設会レクレーションバレーボール大会 第33回福祉のつどい（体育）ソフトボール南予地区大会
2016年7月	B&G海洋実習 第33回福祉のつどい（体育）ソフトボール県大会

【レクリエーション等】

2016年4月	花見遠足
2016年7月	七夕
2016年10月	いちご祭 福祉まつり（ウォークラリー・遠足）
2016年12月	餅つき大会 忘年会
2017年1月	初詣・外出 新年会
2017年2月	節分
毎週木曜日	レクリエーション（年間5回程度の外出等を計画）

【地域参加行事等】

2016年7月	一本松地区輪抜け祭り
2016年8月	特老一本松荘納涼祭
2016年10月	特老一本松荘運動会

【保健行事】

2016年5月	内科検診（一本松病院）
2016年7月	健康診断 内科検診（御荘病院）
2016年8月	施設内消毒（1日外出）・畳干し
2016年9月	歯科検診
2016年11月	健康診断 インフルエンザ予防接種
2016年12月	内科検診（一本松病院）
2017年3月	内科検診（御荘病院）
毎月	身体測定
訪問歯科	随時

【その他】

年 4 回	避難訓練
毎月	全園作業・全体集会 買い物訓練
毎月 4 回	調理実習（園内 2 回・園外 2 回）
毎週水曜日	生活支援

⑤ 平成 28 年度事業・会議

（1）当施設の運営における会議等

- ① 理事会
- ② 評議委員会
- ③ 監事監査

（2）南予福祉施設会関係事業

- ① 南予福祉施設会総会
- ② 南予福祉施設会ソフトボール大会
- ③ 南予福祉施設会職員合同研修会
- ④ 南予福祉施設会レクリエーションバレーボール大会
- ⑤ 福祉まつり（ウォークラリー・遠足）
- ⑥ 職員合同研修会
- ⑦ 南予施設会青年部活動

（3）県福祉協会関係事業

- ① 県施設協会総会
- ② 第 34 回福祉の集い（体育）ソフトボール南予地区大会
- ③ 第 34 回福祉の集い（体育）ソフトボール県大会
- ④ 新任職員研修会
- ⑤ 職員研修会（第 1～3 回）
- ⑥ 県施設長会
- ⑦ ナイスハートバザール
- ⑧ 第 10 回愛媛県障がい者スポーツ大会
- ⑨ 四国福祉施設職員研修会
- ⑩ 全国日中活動支援部会研修会

（4）施設内研修

- ① 年会 5 回（5、7、9、11、1 月）外部講師を招き、職員の意識改革及び専門性のスキルアップを目標とした研修会を予定。

2. ケアホーム すばる

①施設の概要

設立趣意

地域での自立を実現するため、共同生活援助事業を開始。いちごの里の利用者の目標となるべく、地域生活を行い、地域での自立と共生、個々の能力の向上、社会参加を目指した質の高い生活を行う。

②設備等の概要

設置主体：社会福祉法人共生福祉会

種別：介護サービス包括型指定共同生活援助（グループホーム）

事業所名：ケアホームすばる

開所日：平成23年4月1日

定員：4名

規模：木造2階建4部屋

理事長：那須 芳人

管理者：新田 光寿

サビ管：清水 一二美

職員：生活支援員（1名）、世話人（3名）

③支援方針

愛南町の一員として地域にとけ込み、地域の人々との共生を目標とし、生活の中で仲間同士助け合い、生活の質や生活力を向上させ、個々の目標が達成できるよう支援を行う。

また、その成果を様々な形で、地域貢献と社会参加の促進へとつなげていく。

④家事等の実施

日常の家事（洗濯、調理、掃除等）を積極的に行えるように促す。利用者同士の共同作業を通し、良好な人間関係が築けるようにする。

⑤レクリエーション

季節感を感じられる内容の余暇の提供と、良好な地域とのかかわりを持つため、地域行事等への参加も積極的に行う。

⑥記録

個別支援計画の作成とサービス提供記録（個人記録）

⑦保健衛生・健康管理

健康管理については現状通りに日々のチェックは世話人と支援員が行う。また必要に応じて、バックアップ施設であるいちごの里の看護師・嘱託医師への相談、医療機関への通院対応をする。

交代勤務であるので、引継ぎの徹底、報告・相談の徹底を行う。また年齢的なケアについても、個別ケース毎に主治医との連携を取り安全と健康を管理する。

⑧利用者、家族への相談援助

可能な限り、いつでも利用者・ご家族の相談をお受けする。そのために、日頃よりコミュニケーションを密に取り相談をしやすい環境を作る。また、ご家族へは引き続き、ケアホームでの様子をご報告できるよう年2回の家族面談を行う。また、随時、行事等のお知らせを行う。

⑨関係諸機関への連携

- ・ 日中の通所先や職場との連絡、調整を行い利用者の活動を支援する。またバックアップ施設との連携を密にし、利用者の状況に応じて応援要請を行っていく。
- ・ 地域との連携を行う。(防災訓練の参加・ボランティアの受け入れや参加等)

⑩非常災害対策

避難訓練を年3回開催(7月、11月、3月)

⑪入院時・外泊時の支援

- ・ 入院時は毎日お見舞いや様子伺いを行い、本人の状況把握を行う。
- ・ 外泊時は、本人がご家族と落ち着いて過ごすことができているかの連絡や訪問を行う。

3. 相談支援事業所 いちごの里

1 相談支援方針

地域において、どのような重たい障がい・失病があっても障がいのない人と同様に、地域で自立した生活が出来る事を目指し、その人の希望される生活を成立させ、継続していくために必要なサービス制度の利用について情報を提供したり、ニーズを適切に把握し、多様な資源に結びつけ、資源がなければ開発して障がい者のニーズを充実させる包括的な支援が地域には必要である。

このような障がい者の地域での生活を可能にするために、あらゆる障がい者から相談を受け止め、障がい者の立場に立って、生活を支え続けることの出来る支援・活動を方針とし、このことを踏まえ、相談支援事業所いちごの里として、

- (1) 地域ネットワークの構築
- (2) 地域資源の開発
- (3) 本人による自己決定支援
- (4) 地域課題の把握
- (5) 地域の状態を把握し共生福祉会の新規事業立ち上げへの情報提供

以上のことを行っていきます。

2 相談支援の必要性

ノーマライゼーションの実現に向けて、障がい者もそうでない人も、誰もが住み慣れた地域社会で普通の生活を営み、活動できる社会を構築する事が緊急の課題とされている。この課題には地域で生活している障がい者がそのまま地域で生活し続けることの出来る支援及びこれから施設や病院から地域に移行し、生活し続ける事の出来る支援という二つのケースが含まれる。この二つの地域生活を可能とする支援のアプローチは、自ずと異なるものだが、その可能性を左右するのは、障がい者を受け入れる地域の醸成という共通の課題である。

一般に障がい者が地域で生活しようとする、様々な困難に直面する。移動やコミュニケーションの困難さやその人が置かれた状況等により、障がい者は自らの確にサービスを利用していくことに困難を抱えている場合が多いと言われている。特に地域ではサービスが広く散在しているため、自分が利用できるサービスについて情報を得て、自分で利用の手続きを行っていくことは至難の業である。

これらの困難を考えると、障害福祉サービス等の情報を広く提供し、活用できるサービスについて懇切丁寧に説明し、必要なニーズをアセスメントし、ケア計画にそって複数のサービスを調整し、一体的・総合的に提供してくれる「システム」とそれを担う「人」が

不可欠である。これこそが障害者総合支援法が掲げる地域における障害者支援の地域ネットワークの根本であり、相談支援事業の責務となります。

障がい者の相談にいつでも、どんな相談にもものってくれる相談支援専門員が常駐する相談窓口が地域にあることが、障がい者の地域生活を可能にするのではないのでしょうか。

また、単にサービスを調整するだけではなく、障がい者の権利擁護の観点に立って、障がい者の自己決定・自己選択を支援していく事も重要な役割であると言える。

3 相談支援種別

【一般相談】

障害者（児）または家族が抱えている不安の軽減を図る。

障害者（児）または家族がこれから希望していく生活の助言・資源の情報提供などを行い、計画相談に繋げていく。

【計画相談】

障害者（児）または家族が希望する生活実現にむけてサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービスの支給量決定していく。また、各関係機関と連携しチームとして目標に対して取り組んでいく。

個別の課題を把握し、地域の課題に結びつけ地域資源の開発をしていく。